

○ 信用金庫法施行規則第百十五条第二項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁告示第三十七号）

大蔵省告示第三十七号）

改正案

現行

（国内基準行）

第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。次条において同じ。）を有しない信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額とする。

（国内基準行）

第一条 信用金庫又は海外拠点（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）第二条に定める海外拠点をいう。以下同じ。）を有しない信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（自己資本比率告示第十三条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第十四条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。

（国際統一基準行）

第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、普通出資等Tier 1資本の額（自己資本比率告示第三十二条第一号の算式における普通出資等Tier 1資本の額をいう。次項において同じ。）、その他Tier 1資本の額（自己資本

（国際統一基準行）

第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額は、基本的項目の額（自己資本比率告示第三十四条に定める基本的項目の額をいう。）及び補完的項目の額（自己資本比率告示第三十五条に定める補完的項目の額をいう。）の合計額とする。

比率告示第三十一条第二号の算式におけるその他 Tier 1 資本の額をいう。同項において同じ。）及び Tier 2 資本の額（自己資本比率告示第三十一条第三号の算式における Tier 2 資本の額をいう。同項において同じ。）の合計額とする。

2 前項の普通出資等 Tier 1 資本の額及び Tier 2 資本の額の算定に当たつては、その他有価証券評価差額金（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下この項において「財務諸表等規則」という。）第六十七条第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（財務諸表等規則第八条第二十二項に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額は考慮しない。ただし、この場合においても、Tier 2 資本の額は、普通出資等 Tier 1 資本の額にその他 Tier 1 資本の額を加えた額を超えない額とする。

2 前項の補完的項目の額の算定にあたつては、自己資本比率告示第三十五条第一項第一号に掲げる額は考慮しないものとし、その場合の補完的項目の額についても基本的項目の額を超えない額とする。